統計委員会傍聴要領

(趣旨)

第1 この要領は、統計委員会運営規程第3条第2項に基づき、統計委員会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人)

第2 傍聴人とは、委員会の許可を得て、会議を傍聴する者をいう。

(会議の開催周知)

- 第3 会議の開催は、事前にインターネットや県広報誌等により周知するものとし、周知 後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。
- 2 周知内容は、会議の名称、開催日時、開催場所、議題、傍聴の可否、傍聴人の定員、 傍聴手続き、その他必要な事項とする。

(会議の非公開の決定)

第4 統計委員会運営規程第3条第1項ただし書きによる会議の非公開については、会議 において決するものとする。

(傍聴人の定員等)

第5 傍聴人の定員は委員長が別に定めることとし、会場に傍聴席を設けるものとする。

(傍聴の申出等)

- 第6 傍聴を希望する者は、会議の当日、委員会の開会予定時刻の30分前までに、傍聴申 出書(様式第1号)に所要事項を記入の上申し出なければならない。
- 2 傍聴を希望する者が会議開催予定時刻の30分前の時点で定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定するものとし、会議開催予定時刻の30分前の時点で定員を超えない場合においては、会議の開催予定時刻まで先着順で傍聴を認めるものとする。
- 3 傍聴人は、事務局職員の指示に従って、会議開催時刻までに会議室に入場しなければ ならないものとし、会議開会後は、入場を認めない。

(傍聴証の着用)

第7 傍聴人は、傍聴証(様式第2号)の交付を受け、これを着用しなければならない。

(傍聴人の遵守すべき事項)

- 第8 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 会議における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎたてないこと。
 - (3) はち巻きをするなど、示威的行為をしないこと。
 - (4) 飲食、喫煙をしないこと。
 - (5) 携帯電話等の無線機を使用しないこと。
 - (6) みだりに傍聴席を離れないこと。
 - (7) その他、会議の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

(撮影及び録音等の許可)

- 第9 傍聴人は会場において写真、テレビ及び映画の撮影並びに録音をしてはならない。 ただし、委員会の許可を得た場合はこの限りでない。
- 2 前項ただし書の規定により委員会の許可を得ようとする者は、写真撮影等許可願(様式第3号)を委員会に提出しなければならない。

(報道関係者の取扱)

- 第10 報道関係者は、第5及び第6の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。
- 2 第7から第9までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。
- 3 前項の場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは 「報道関係者席」と読み替えるものとする。

(会議の秩序の維持)

第11 傍聴人及び報道関係者(以下「傍聴人等」という。)は、会議を傍聴するに当たり、 委員長及び事務局職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人等の退場)

- 第12 傍聴人等は、次に掲げる場合は速やかに退場しなければならない。
 - (1) 会議が非公開と決せられたとき。
 - (2) 傍聴人がこの要領に違反し、委員長が退場を命じたとき。
- 2 前項第2号の規定により退場を命じられた者は、当日再び会場に入場することはできない。

附 則

この要領は、平成21年8月27日から施行する。

傍 聴 申 出 書

平成 年 月 日開催

統計委員会

番号	住所	氏 名

NO.

傍 聴 証

統計委員会

平成 年 月 日

(様式第3号)

	写		撮景	/ 等	許	可	原頁		
撮影等年月日			平成	年		月	日		
撮影等の目的									
撮影者等の 住所・氏名									
フラッシュ 使用の有無			有		-	:	無		
備考	_								
上記のとおり)許可願	います。							
						平成	年	月	日
統 計 委員長		会		様					
				申込	者				印